## 東浦町子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2の規定及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱(平成29年3月31日付雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添。以下「国要綱」という。)に基づき、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)、その家庭(里親及び養子縁組を含む。以下同じ。)、妊産婦等の福祉に関し、必要な支援に係る業務を適切に行うことを目的とする東浦町子ども家庭総合支援拠点(以下「支援拠点」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童福祉に関する事務を所管する課に、支援拠点を設置する。

(実施主体)

第3条 支援拠点の運営の実施主体は、東浦町とする。

(対象)

第4条 支援拠点における支援の対象者は、町内に住所を有する全ての子ども、その 家庭、妊産婦等とする。

(業務内容)

第5条 支援拠点において行う業務は、国要綱4(1)から(4)までに規定する業務とする。

(職員の配置等)

- 第6条 支援拠点に、子ども家庭支援員その他の必要な職員を配置する。
- 2 前項に規定する職員の職務、資格等は、国要綱6 (2) に規定する職務、資格等 とする。
- 3 支援拠点の職員は、国要網6(3)に基づき配置するものとする。 (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、支援拠点の運営に関し必要な事項は、町長が 定める。

附則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。